朝霞市博物館協議会公募委員の募集要項

１　趣旨

　この要項は、博物館において、市民の参画と協働による生涯学習の推進に取り組むことを目的として、博物館協議会の委員に熱意と豊富な経験を有する人材を広く市民から求めるため、以下の必要な事項を定めるものとする。

２　委員の職務内容等

博物館協議会委員

①職務内容

　博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２３条に基づき、以下の職務を行う。

・博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べること。

②会議等

　会議を年間２回程度

３　任　期

令和９年２月２０日から令和１１年２月１９日まで。

４　公募委員の数

１名

５　応募資格

（１）市内在住者

（２）他の審議会等の公募委員（現職）でない者

６　委員の報酬等

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて支給する。

７　応募方法

（１）提出するもの

「朝霞市博物館協議会公募委員申込書」に必要事項を記載したもの。

（２）提出方法

直接持参、郵送、Ｅメールのいずれか。

なお、応募書類については返却しない。

８　応募期間

令和８年１１月１日（日）から令和８年１２月１日（火）まで。

郵送の場合は、朝霞市博物館必着とする。

９　決定方法

公募する人数を超えた場合については、公開抽選とする。

１０　各審議会等の問い合わせ及び提出先

朝霞市博物館　　岡２－７－２２

ＴＥＬ：４６９－２２８５

Ｅメール：bunkazai@city.asaka.lg.jp